



ひとりで我慢しないで!



なくそう、セクシュアル・ハラスメント

11月12日～同25日は、「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。あなたも、この機会に、セクシュアル・ハラスメントについて考えてみませんか。

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）とは

簡単に言えば「性的いやがらせ」のことで、「相手を不快にさせる性的な言動」を指します。権力や地位を利用したもの、雇用上の関係を利用したものがああります。

【セクハラの種類】

セクハラは、「対価型」と「環境型」の2つに分類でき、さらに、環境型には、視覚型、発言型、身体接触型の3種類があります（右図参照）。

性的な欲求や関心に基づくものだけでなく、性別役割分担意識に基づく言動も含まれます。具体的には、視線を浴びせる行為、性的なジョークや発言、体への不必要な接触などです。

どこまでならいいという基準はありません。この程度のことは、相手も許すだろうという勝手な憶測をしないこと、相手が嫌がっていることが分かったら、決して繰り返さないことが大切です。

あなたの周りでこんなことはありませんか？

相手が不快に感じれば、それは「セクハラ」です。



セクハラを受けてしまったら...

- ▽「やめてほしい」と、はっきりと相手に伝えましょう
- ▽被害に遭った日にちや場所、加害者の言動など、メモを取り、記録として残しましょう
- ▽ひとりで悩まず誰かに相談しましょう。職場の相談窓口や公的な相談機関を利用する方法もあります

相談機関

福岡法務局(女性の人権ホットライン)
☎0570(070)810
 *受付時間は8:30~17:15(土・日曜日、祝日除く)

相談情報 誰でも相談できます(相談無料)

相談事業名	場所	相談日	時間
① ころと生き方の相談 (面接・電話相談) *事前申込不要 ☎(36)1156 ✉kokoro@city.munakata.fukuoka.jp	市役所本館 1階・相談室 (101会議室横)	月~金曜日 (祝日を除く)	13:00 ~ 17:00
② 法律相談 *弁護士が、離婚など女性を取り巻く問題の相談を受け付けます *事前申込必要。男女共同参画推進センター「ゆい」☎(36)0250へ	男女共同参画推進センター「ゆい」	第3火曜日	13:00 ~ 16:00

職場で実施される性的な言動に対する労働者の対応で、解雇・降格・減給・配置転換などの不利益を受けること

職場で実施される性的な言動で、労働者の就業環境が不快なものとなり、就業する上で見過ごせない程度の支障が生じること

対価型

環境型

視覚型

発言型

身体接触型

- ▽ノードポスターを貼る
- ▽性的魅力をアピールする服装や振る舞い
- ▽みだらな冗談を繰り返し言う
- ▽性的なうわさを流す
- ▽体に触れたり、抱きついたりする

メツセージ

男女共同参画だより

問い合わせ先
 男女共同参画推進課
 TEL(36)0048
 FAX(36)0320
 男女共同参画推進センター「ゆい」
 TEL(36)0250
 FAX(36)0269



市から

特設人権相談

- 日時 11月26日(火) 午前10時~午後3時
- 場所 市役所本館1階・第1相談室、第2相談室
- 内容 家庭内のもめごとや隣近所とのトラブル、学校や職場でのいじめや差別など

市住民健診(地域健診) 日程追加

- 追加場所・日程
- ▽メイトム宗像 平成26年2月8日(土)、同9日(日)、同23日(日)、同24日(月)
- ▽市役所(大腸がん検診のみ) 平成26年3月6日(木)、同18日(火)

- じめや差別など相談員 市人権擁護委員
- *事前申込不要
- 問い合わせ先 人権対策課 ☎(36)1270

市学童保育所が冬休み期間中の入所児童を募集

- 期間 12月25日(水)~平成26年1月7日(火)
- *12月29日(日)~平成26年1月5日(日)は休み
- 時間 午前8時~午後6時30分
- *月々金曜日は午後7時まで延長保育あり
- 場所 各学童保育所(市内各小学校の敷地内にある専用棟、小学校教室)

- 問い合わせ先 健康づくり課 ☎(36)1187
- 対象 共働きなどの理由で保護者が家庭にいない児童
- 費用 9300円(利用料7000円、おやつ代1500円、保険料800円)
- *平成25年度に在籍していた場合は保険料不要
- *延長保育は1回300円
- ▽南エリア学童保育所 ☎(33)1838
- ▽北エリア学童保育所 ☎(33)9080
- ▽南エリア学童保育所 ☎(33)1838

- 市内にある専用棟、小学校教室)
- *大島小、地島小を除く
- ▽北エリア 吉武、赤間、赤間西、河東、河東西、玄海、玄海東小
- ▽南エリア 自由ヶ丘、自由ヶ丘南、東郷、南郷、日の里東、日の里西小
- 対象 共働きなどの理由で保護者が家庭にいない児童
- 費用 9300円(利用料7000円、おやつ代1500円、保険料800円)
- *平成25年度に在籍していた場合は保険料不要
- *延長保育は1回300円
- ▽南エリア学童保育所 ☎(33)1838
- ▽北エリア学童保育所 ☎(33)9080
- ▽南エリア学童保育所 ☎(33)1838

- 申込締切日 12月9日(月)
- 提出書類 所定の申請書類
- 申請書類は、各学童保育所か子ども育成課(市役所西館1階)で入手可
- 申込先 各学童保育所
- *受付時間は、月~金曜日は放課後~午後6時30分、土曜日は午前8時~午後6時30分(日曜日、祝日は除く)
- 問い合わせ先 問い合わせ先 ☎(33)1838